

日本政策金融公庫への融資申込み

これから事業を起こす方や、創業後間もない方向けに日本政策金融公庫が提供する**新創業融資**を申し込む手続きをサポート致します。

日本政策金融公庫とは法律に基づき2008年10月に設立された日本の特殊会社です。単に《日本公庫》や《公庫》と呼ばれることもあります。

「公庫は小規模企業をはじめとする国民が必要とする資金を供給することによって、経済社会の健全な発展、並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。」

そのため、これから事業を開始する方にとっては利用しやすい制度になっています。もちろん、申し込みには審査がありますので誰でも簡単に借りられるという訳ではありません。

当事務所では申請に必要な事業計画書、企業概要書などの作成をサポートしております。これから新規創業に向けて事業資金の融資を受けたいという方は是非ご利用ください。

新規開業資金融資を希望する方には《担保・保証人》不要の「**新創業融資制度**」があります。次ページ表の要件に該当する方は申し込みできます。

※ 申し込み後は審査がありますので要件に該当しても融資が保証されるわけではありません。

◎ 申請書類の作成料金

作成書類	作成料金
新創業融資制度 申請書類作成	105,000 円 + 融資額の 3%
《別途追加料金》 ※必要な場合のみ発生します。 交通費、印紙、郵送費などの経費は 別途必要 です。 別途加算が必要な場合は、事前にお見積りを致します。	

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。

やまづみ行政書士事務所

〒359-1126
埼玉県所沢市西住吉 4-2-201
電話: 04-2968-6669
E-mail: info@yamazumi.net
URL: <http://yamazumi.net>

◎ 新創業融資制度

<p>ご利用いただける方</p>	<p>次の1～3のすべての要件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創業の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方 2. 雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件 次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 雇用の創出を伴う事業を始める方 (2) 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 (3) 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ア) 現在の企業に継続して6年以上お勤めの方 イ) 現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 (4) 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 (5) 既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)～(4)のいずれかに該当した方 3. 自己資金の要件事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できる方 (注)事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含みません。 <p>※ 審査の結果、融資ができない場合もあります。</p>
<p>お使いみち</p>	<p>事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金</p>
<p>ご融資額</p>	<p>1,000万円以内</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>設備資金7年以内<うち据置期間6ヵ月以内> 運転資金5年以内<うち据置期間6ヵ月以内></p>
<p>利率</p>	<p>年率 2.6～4.1% (2011年5月10日現在。変動もあり、都度確認が必要)</p>
<p>利率低減措置 (法人営業の方のみ)</p>	<p>・法人の代表者の方(注)が保証人になる場合は、利率が0.1%低減されます。 ・本措置は、お客さまのご希望により選択できるものです。 (注)実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます。</p>
<p>担保・保証人</p>	<p>不要</p>
<p>取扱期間</p>	<p>平成24年3月31日まで</p>
<p>ご利用いただける 融資制度</p>	<p>「新創業融資制度」は、次の各融資制度をご利用いただく場合にお取り扱いできる無担保・無保証人の特例措置です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規開業資金 ■ 女性、若者／シニア起業家資金 ■ 再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) ■ 新事業活動促進資金 ■ 食品貸付 ■ 生活衛生貸付(一般貸付および振興事業貸付に限ります。) ■ 普通貸付(食品貸付または生活衛生貸付(一般貸付)の対象となる方が必要とする運転資金に限ります。) ■ 企業活力強化資金 ■ IT資金 ■ 地域活性化・雇用促進資金 ■ 環境・エネルギー対策資金 ■ 社会環境対応施設整備資金 ■ 企業再建・事業承継支援資金 (第二会社方式再建関連及び事業承継関連に限ります。)

(日本政策金融公庫 HP より)